

## 最低賃金が変更されました！

最低賃金額は、都道府県ごとに定められていますが、10月1日から富山県の最低賃金額が、877円（時間額）に変更されました。

最低賃金法（昭和34年）の、主な条項は以下の通りです。

### 第1条（目的）

賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第2条（定義）

1. 「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。（労働基準法（以下、労基法）第9条）
2. 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他のその事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべてのものをいう。（労基法第10条）
3. 「賃金」とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。（労基法第11条）

### 第3条（最低賃金額）

最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額）は、時間によって定めるものとする。

### 第4条（最低賃金の効力）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分は無効とする。無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

### 第8条（周知義務）

最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置を取らなければならない。

### 第13条（派遣中の労働者の地域別最低賃金）

派遣先事業場の所在地を含む地域で決定された、地域別最低賃金を適用する。

<詳細については、お近くの監督署でご確認ください。>

### ～指導監査におけるポイント⑧～ 公表すべき事項がインターネットにより公表されていますか？

- 定款の内容がインターネットにより公表されていなかった。
- 公表されている「役員等の名簿」が（改選が反映されておらず）古いものだった。
- 社会福祉法人がインターネットにより公表しなければならない事項は次のとおりです。
  - ・定款の内容 ・役員等報酬基準 ・計算書類 ・役員等名簿 ・現況報告書 など
- 令和元年度より、財務諸表等電子開示システムで届出及び公開されるようになり、社会福祉法施行規制題10条に基づき、法人ホームページで公表を行ったものとみなされるようになりました。
- 次のような手続きが生じた場合は、公表資料を最新ののものにするようご注意ください。
  - ・定款の変更を行った場合 ・役員等報酬基準を改定した場合
  - ・評議員や役員が代わった場合（特に任期途中の退任→後任者の選任の場合）

# 施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

## 「会計の基準」

**Q** 社会福祉法人の会計を担当するに当たり、寄って立つべき基本となる「会計の基準」にはどのようなものがあるかを教えてください。

**A** 社会福祉法人の会計については、「厚生労働省令第79号」として示されている「社会福祉法人会計基準」を基本としながら、「局長通知」「課長通知」でさらに詳細な取扱いが示されています。その構成は次のとおりです。

①「社会福祉法人会計基準」(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)(以下「基準」)

会計ルールの基本的な考え(総則、会計帳簿、計算書類等)

計算書類に記載する勘定科目(別表第1、第2、第3)

計算書類の様式例(第1号第1様式～第3号第4様式)

②「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」

(平成28年3月31日 雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)(以下「局長通知」)

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い(別紙)

計算書類に対する注記例(別紙1、別紙2)

附属明細書の様式例(別紙3(①)～別紙3(⑩))

財産目録の様式例(別紙4)

③「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

(平成28年3月31日 雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)(以下「課長通知」)

社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項(別紙)

共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法(別添1)

減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表(別添2)

勘定科目説明(別添3)

## 地域別最低賃金について

**Q** 地域別最低賃金額とは、どのようなものですか。

**A** 地域別最低賃金額は、

47都道府県毎に、令和3年10月から変更されました。(発効月日及び、最低賃金時間額は、47都道府県毎に異なります。)

令和3年の、最低賃金時間額は、820円～1,041円で、全国加重平均額は、930円になります。

※令和2年の、最低賃金時間額は、792円～1,013円(全国加重平均額は、902円でした。)

富山最低賃金(時間額)は、令和3年10月1日から、877円(時間額)に変更されました。

※令和2年の、富山県最低賃金時間額は849円でした。

この最低賃金は、年齢や雇用形態(パート、アルバイト等)にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、許可なくこの金額以上の賃金額を支払わない場合、最低賃金法違反となります。

## 富山県(地域別)最低賃金が改定されます!

令和3年10月1日(金)から

時間額

現行 849円 → 改定額 **877円**

この最低賃金は、年齢や雇用形態(パート・学生アルバイト等)にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、賃金が改定額以上となっているか確認しましょう。

☎ 詳しくは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は県内の各労働基準監督署までお尋ねください。

富山労働局

## 法人・施設経営の様々な問題にお答えします

### 社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。(相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。)